平成２４年（フ）第１９号
福島県会津若松市大戸町大字芦牧1103番地
美好コーポ103号、前住所福島県大沼郡三島町大字宮下字宮下377番地の１
債務者　佐藤　菊男
１　決定年月日時　平成24年３月29日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年５月24日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２４年（フ）第２０号
福島県会津若松市大戸町大字芦牧1103番地
美好コーポ103号、前住所福島県大沼郡三島町大字宮下字宮下377番地の１
債務者　佐藤　直美
１　決定年月日時　平成24年３月29日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年５月24日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２３年（フ）第８２１号
神奈川県秦野市鶴巻南２丁目７番３―206号
債務者　吉川　玉藏
１　決定年月日時　平成24年３月29日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年５月24日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第１２９号
神奈川県平塚市根坂間268番地
債務者　岩沢喜代子
１　決定年月日時　平成24年３月29日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年５月24日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第１３１号
神奈川県厚木市下川入1353番地
債務者　小宮　建二
１　決定年月日時　平成24年３月29日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年５月24日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第１３９号
神奈川県愛甲郡愛川町中津724番地の６　メゾングラン101
債務者　小川　景介
１　決定年月日時　平成24年３月29日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年５月24日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第９号
新潟県新発田市豊町１丁目３番19号　メゾンハヤカワ102
債務者　玉川　光正
１　決定年月日時　平成24年３月29日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年５月24日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２４年（フ）第２３号
新潟県北蒲原郡聖籠町大字次第浜1665番地６、前住所新潟県阿賀野市京ケ島706番地
債務者　圓山奈年志
１　決定年月日時　平成24年３月29日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年５月24日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２４年（フ）第２６号
新潟県新発田市下山田甲258番地
債務者　荒井　健二
１　決定年月日時　平成24年３月29日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年５月24日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２４年（フ）第３５号
山口県宇部市大字東岐波1313番地５　ルフトパルティールＡ102号、住民票上の住所山口県宇部市大字西吉部3121番地２
債務者　山下　禮子
１　決定年月日時　平成24年３月29日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年５月24日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２３年（フ）第４０６号
香川県高松市多肥上町13番地
債務者　長島　俊夫
１　決定年月日時　平成24年３月29日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年５月24日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２４年（フ）第４９号
香川県東かがわ市黒羽646番地１
債務者　冨永　政史（旧姓谷）
１　決定年月日時　平成24年３月29日午後２時15分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年５月24日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２４年（フ）第２号
香川県観音寺市大野原町花稲368番地１
債務者　米谷　和江
１　決定年月日時　平成24年３月29日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年５月24日まで
高松地方裁判所観音寺支部

平成２４年（フ）第５号
香川県観音寺市豊浜町姫浜563―１　よしのハイツ302号
債務者　大西　啓介
１　決定年月日時　平成24年３月29日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年５月24日まで
高松地方裁判所観音寺支部

平成２４年（フ）第８４号
沖縄県中頭郡西原町字嘉手苅42番地の11
債務者　仲宗根信治
１　決定年月日時　平成24年３月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年５月24日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２４年（フ）第９７号
沖縄県浦添市西原４丁目１番５―302号　キャッスル野原
債務者　棚原　一雄
１　決定年月日時　平成24年３月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年５月24日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２３年（フ）第２１７１号
愛知県小牧市新小木３丁目20番地　愛知陸運社宅409号
債務者　藤本富士子
１　決定年月日時　平成24年３月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年５月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部